

令和8年度 宮崎県中小企業等外国出願支援事業公募要領

公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）では、県内中小企業者等が外国での事業展開等で活用する産業財産権の取得に要する経費を助成します。

1 助成対象企業

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者（※1～5のいずれかに該当する者を除く。）及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）並びに商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第7条の2に規定する「地域団体商標」に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であり、いずれも以下の要件を満たすものとします。

- (1) 宮崎県内に事業所を有するもの。
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があるもの。
- (3) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画しているもの。
- (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているもの。
- (5) 実施要領及び本要領に定める必要な事項に基づく機構への提出書類について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選定代理人）の協力が得られるもの又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できるもの。
- (6) 本助成事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力するもの。

※1 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わないものとする。以下同じ。）が所有している中小企業者等

※2 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

※3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

※4 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等

※5 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える中小企業者等

2 助成対象出願

外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、抜け駆け対策商標出願で、下記のいずれかに該当する出願とします。

(1) 特許

- ①申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和8年12月31日までに優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに外国特許庁に対して国内移行を行う案件
- ③申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(2) 実用新案

- ①申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません。
- ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに外国特許庁に対して国内移行を行う案件
- ③申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(3) 意匠

- ①申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う案件
- ②申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに優先権を主張してハーグ出願(※)を行う案件

※「ハーグ出願」

「意匠の国際寄託に関する1925年に締結されたハーグ協定のジュネーブ改正協定」に基づく意匠の国際出願で、願書及び図面は同協定指定の言語（英語、フランス語またはスペイン語）で作成し、日本国特許庁またはWIPO（世界知的所有権機関）事務局に出願する。

- ③申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、令和8年12月31日までにハーグ出願を行う案件（この場合、申請時には日本に基礎となる意匠出願がないので、日本を指定締約国に含んでいることが必要です）
- ④申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の

基礎となる国内出願とし、外国出願する案件

(4) 商標（抜け駆け対策商標を含む）

①申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件

②申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、令和8年12月31日までにマドプロ出願(※)を行う案件

※「マドプロ出願」

「商標の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（プロトコール）に基づく商標の国際出願で、国内商標出願または登録を基礎として、願書及び図面は英語作成し、日本国特許庁またはWIPO（世界知的所有権機関）事務局に出願する。

③マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件

※商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります。

○抜け駆け対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった抜け駆け商標出願問題が深刻化しています。「抜け駆け商標」とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無断で出願・登録された商標をいい、「抜け駆け対策商標」とは、抜け駆け商標への対策を目的とした外国への商標登録出願をいいます。本事業では、通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、抜け駆け対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、抜け駆け出願対策の意志の確認のみで可とします。

(注) 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業等の名義である必要があります。

3 助成内容

【助成対象経費】

(1) 外国特許庁への出願手数料

(2) 現地代理人に係る費用

(3) 国内代理人に係る費用

(4) 翻訳に係る費用

(注1) 複数国への外国出願に要する経費も助成対象となり、出願の時期は、交付決定日から令和8年12月31日の範囲内であれば、時期が異なっても構いません。

(注2) 共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持ち分比率に応じた経費のみが助成対象となります。ただし、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた経費のみが助成対象となります。

(注3) 日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外となります。

(注4) 日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は助成対

*** (jGrants利用の有無にかかわらず共通) ***

- (3) 申請書（特許、実用新案、意匠及び商標の場合は様式1-1、抜け駆け対策商標の場合は様式1-2）を記入の上、添付書類（別表）と合わせて機構へ持参または郵送する。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）。郵送の場合は、公募期間末日必着。

提出書類は、審査の結果を問わず返却致しません。

【書類必要部数】

- ・申請書：1部
- ・添付書類：各1部

6 審査方法

機構が設置する審査委員会において事業計画等について説明していただきます（ただし、不測の事態により機構が審査会を開催することができないと判断した場合はプレゼンテーション審査に変えて書面による審査とする）。その審査委員会の結果により採択を決定します。

なお、審査の経過や内容については一切お答え出来ませんのでご了承ください。

<加点措置について>

本補助事業では、賃上げを実施する企業及びワーク・ライフ・バランスの取組を進める企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

(1) 賃上げ実施企業

○申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均給与額が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、申請時提出書類に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概要説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。

○賃上げが2.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業

以下①～④のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号、女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ③次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号、次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ④青少年の雇用の促進に関する法律（昭和45年法律第98号、若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

（参考）※いずれも厚生労働省ウェブサイトより

・えるぼし認定とは

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

・ユースエール認定制度とは

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

7 事業実施期間

（1）実施期間

交付決定日から令和8年12月31日まで

※原則として、令和8年12月31日までに外国特許庁への出願が完了していることが条件となります。

（2）実績報告書の提出期限

外国特許庁に出願し、当該出願に係る費用の支払い完了後、原則として、その日から起算して30日を経過しない日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書に証拠書類を添えて提出してください。

8 助成金の支払い

助成金の支払いは、精算払いとなります。提出いただいた実績報告書及び証拠書類の内容により事業の実績を確認した上でお支払いします。

9 その他の留意事項

- （1）企業が、同一案件（基礎出願番号、出願国が同一）を複数実施機関に同時期に申請することはできません。ただし、採択結果（不採択）が確定した時点で、他の実施機関に再申請することは可能です。また、企業が他案件（基礎出願番号が違う、又は基礎出願番号が同じだが出願国が違う）を複数実施機関に同時期に申請することも可能です。ただし、案件上限額、企業上限額の範囲内とします。
- （2）申請者は実施要領（経済産業省）別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとします。
- （3）交付決定後、助成事業者について、機構のホームページで公開します（機密情

報に関する部分等、支障のある内容は公開しません）。

(4) 本事業により行った外国特許庁への出願については、機構の承認を受けずに自ら放棄又は取下げ等を行ってはいけません。

(5) 事業終了後、5年間は状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力いただく必要があります。

(6) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

(7) 本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条のとおり行うことはできません。

(8) 経済産業省におけるEBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）等に関する取組への協力について

申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供された情報は、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。応募事業者は、上記データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。

【お問い合わせ先】

〒880-0303

宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2

公益財団法人宮崎県産業振興機構 新事業支援課（担当：渡邊・岩下）

TEL：0985-74-3850 FAX：0985-74-3950

E-mail：watanabe-rina@mepo.or.jp

別表

	添付書類
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ①県税（全税目）の滞納がないことの証明 ②特別徴収実施確認・開始誓約書 11. 特許出願非公開制度に関する自己確認書
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ①県税（全税目）の滞納がないことの証明 ②特別徴収実施確認・開始誓約書 11. 特許出願非公開制度に関する自己確認書
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5）

	<p>①県税（全税目）の滞納がないことの証明 ②特別徴収実施確認・開始誓約書</p> <p>11. 特許出願非公開制度に関する自己確認書</p>
<p>商 工 会 ・ 商 工 会 議 所</p>	<p>1. 登記簿謄本の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ①県税（全税目）の滞納がないことの証明 ②特別徴収実施確認・開始誓約書</p> <p>10. 特許出願非公開制度に関する自己確認書</p>
<p>N P O 法 人</p>	<p>1. 登記簿謄本の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ①県税（全税目）の滞納がないことの証明 ②特別徴収実施確認・開始誓約書</p> <p>10. 特許出願非公開制度に関する自己確認書</p>
<p>※ 賃上げ予定企業（該当者のみ） 「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出すること。 ○常時使用する従業員がいる場合 →別紙1の1(給与総額)又は別紙1の2(平均受給額) ○常時使用する従業員がいない場合 →別紙1の3(給与総額)又は別紙1の4(平均受給額)</p> <p>※ ワーク・ライフ・バランス推進企業（該当者のみ） 該当するものの認定証等の写しを提出すること</p>	

(注1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能です。

- (注2) 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載してください。
- (注3) 「見積書等(写しも可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要です(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記してください)。
- (注4) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能です。
- (注5) 機構独自の添付資料として「県税(全税目)の滞納がないことの証明」及び「特別徴収実施確認・開始誓約書」が必要となります。「県税(全税目)の滞納がないことの証明」については、管轄の県税事務所にて取得ください。「特別徴収実施確認・開始誓約書」については、様式1-1又は様式1-2に様式及び記載要領がありますので、確認の上、提出してください。